

令和５年度第２回下松市地域公共交通活性化協議会（書面協議）

次第

１ 議事

（１）笠戸島デマンド型乗合タクシー実証実験について

《概要》

笠戸島デマンド型乗合タクシーの実証実験を行うに当たり、書面にて協議・承認していただきます。

前回の協議会（６月開催）でお示しした内容から大きく変更する内容はありません。当該実証実験の概要は、以下のとおりです。（詳細は、資料１を参照）

①実証実験期間

令和６年１月中旬～３月中旬の２か月間

②利用者

笠戸島住民を主として、笠戸島住民以外（観光客、ビジネス客など）も利用可とする。

③運行形態

道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）第３条に規定する一般乗合旅客自動車運送事業で、同法第４条の許可を受けた運行区域での有償運行を行う。

④運行内容

- ・ 運行区域は、資料２のとおり
- ・ 笠戸島エリアは自宅付近等で乗降を行う
- ・ 市街地エリアは指定４か所で乗降を行う

（指定４か所…下松駅南口（きらぼし館）、下松中央病院、下松市役所、
下松タウンセンター キラル（ゆめタウン下松））

※詳細な乗降場所については、現在関係者と調整中。

乗り場の表示については別紙３を参照

- ・ 運行ダイヤは、笠戸島地区デマンド型乗合タクシー時刻表（資料１）のとおり
- ・ 市街地エリアから市街地エリアへの移動は認めない

（裏面へ続く。）

- ・ 予約が無い便については、運行を行わない。ただし、4～6便については予約が無い場合であっても運行を行い、利用が無ければ下松駅南口に到達した時点で当該便の運行を終了する。

⑤予約方法

- ・ 予約受付は、受託事業者が電話にて行う。
- ・ 予約受付時間は、乗車前日の9時～15時までとする。
- ・ 受託事業者は、利用希望者の予約を整理し、運行順及び運行ルートを決め、乗車前日の17時までに予約者に乗降時間及び待ち合わせ場所を提示する。

⑥運行車両等

- ・ 運行車両は、セダン型タクシーで、受託者が用意する。
- ・ 1台で乗り切れない場合は増車に対応
- ・ 運行車両については、別紙3のとおりマグネットを車両外部に貼り、通常のタクシー車両と差別化を図る。

⑦運賃について

- ・ 運賃設定については、下記のとおり地区別に定める。(別紙1参照)
本浦 …500円(地区) 本浦
江の浦…700円(地区) 尾郷、埴の浦、落、白浜、江の浦、中社宅、大松ヶ浦
深浦 …900円(地区) 深浦東、深浦西、小深浦

※なお、承認に際しては、生じた軽微な修正等について、事務局の責任において修正することをご了承ください。